一般社団法人 東京科学機器協会　役員選任に関する規約

【役員の選任】

第１条　東京科学機器協会の役員は，定款第１７条及び第１９条の定めに基づき，この規約によって選出し，総会において任命する。

第２条　理事の選出は，選挙及び推薦による。

２　監事の選出は，推薦による。

３　理事選挙の運営は，別に定める『理事選挙実施要領』による。

【選挙による理事の選出方法】

第３条　原則として、理事は，次の方法によって選出する。

１　選挙によって選出する理事は，『理事被選挙人名簿』の中から，会員の投票によって決める。

（イ）『理事被選挙人名簿』は，選挙実施日直前の３月末日現在本会に登録されている会員の代表者を被選挙人とし作成する。

（ロ）４月１日以降,選挙当日までに会員会社及び被選挙人（又はその代理人）に緊急かつやむを得ない事情により変更が生じた場合は,速やかに変更届けを提出しなければならない。また,その変更届けは選挙当日に開催される臨時理事会で承認を受けたものを有効とする。

（ハ）４月以降に入会した会員は，被選挙人になることはできない。ただし選

挙権を行使することができる。

（ニ）選挙する理事の数は，当該選挙実施日の６か月前までに理事会において決定する。

２　推薦によって選出する理事のうち会員の中から選出する理事は，新理事会が協会の運営上特に必要と認めたとき，前項にかかわらず定款第１７条第１項の定数内で若干名を推薦し，総会の承認を得る。

３　推薦によって選出する理事のうち会員以外から選出する理事は，次の資格

要件を満たす者とし，新理事会が協会の運営上特に必要と認めたとき，定款第１７条第２項の定数内で若干名を推薦し，総会の承認を得る。

（資格要件）

本会の発展に必要な資質を備え，組織，事業活動及び運営に通じ，かつ

理事としての職務遂行に十分な識見と能力を有する者。

【旧理事会の推薦による理事の選出方法】

第４条　天災，戦争，公衆衛生などの不可抗力による緊急事態に際して，第3条に定める理事の選出が困難な場合，理事会は，臨機の処置として，全ての理事候補者を推薦により決定し，総会の承認を得て選任することができる。

　　　　（イ）理事長は，臨機の処置を取る旨を理事会に諮り，定款第17条第1項の定数内で理事の数及び全ての理事候補者を決定する。

　　　　　　　理事会は、選挙管理委員会に対してこの事を通知する。

　　　　（ロ）会員に対する理事候補者名簿の開示は，総会及び委任状の案内と同時またはそれ以前に行う。

　　　　（ハ）定款第１９条により，総会の承認を得て，理事が選任される。

【監事の選出方法】

第５条　監事は，本会の事業活動及び運営に理解があり，本会の業務及び財産の

状況を監査するため十分な知識と熱意を有し，かつ人格円満で公正な者

　　の中から，理事会が選考推薦し総会の承認を得る。

２　理事会は，推薦する監事候補者の氏名，略歴その他広報に必要な事項を選挙実施日直前の3月末日までに選挙管理委員会に対して通知し、理事選出の投票対象から除外する。

３　理事会は、４月１日以降、選挙当日までに監事候補者を推薦する場合は、定款１７条第１項の定数内で若干名を推薦し、総会の承認を得る。

【選挙管理委員会】

第６条　東京科学機器協会は，理事選挙を実施するためその実施予定日より３か月以上前に選挙管理委員会を設置する。

第７条　選挙管理委員会の構成は次のとおりとし，理事会が役員を除く会員及び事務局職員の中から選出して理事長が委嘱する。ただし，選出された会員は被選挙人の資格を失う。

委員長　１名　　　副委員長　１名　　　委員　５名以内

２　選挙管理委員は，選挙実施日から数えて６か月後に任期を終了する。

ただし、第４条に定める臨機の処置を採った場合は、総会終結の時をもって任期を終了する。

第８条　選挙管理委員会は，理事選挙のための投票を実施し，『理事被選挙人名簿』

の記載順に当選者の会社名・氏名及び得票数を発表するとともに，総会会場に掲出する。

２　選挙管理委員会は，前項のほか総会において選任された推薦理事・監事の会社名及び氏名を総会会場に掲出する。

第９条　第4条に定める臨機の処置を採った場合、選挙管理委員会は，理事選挙に関する任務を解かれる。代わって、理事選出に関する総会議案の委任状（または議決権行使書）の有効性と議決権数を監督する。

【理事被選挙人代理登録制度と手続き】

第10条　会員の代表者が理事被選挙人の代理を立てようとするときは，選挙管理委員会が定めた『理事被選挙人代理登録願』（様式１の１）を選挙実施日直前の３月末日までに提出し，理事会の承認を受けて『理事被選挙人名簿』に代理人の氏名を登録することができる。ただし，代理人は，会員として登録されている代表者に準ずる者でなければならない。

２　本会の相談役は，理事選出の投票対象から除外する。ただし，会員の代

表者として登録されている相談役が３月末日までに『理事被選挙人代理

登録願』（様式１の２）を提出した場合は，当該会員会社内から別に１名

を代理人として『理事被選挙人名簿』に登録することができる。代理人

の資格は，第１項ただし書きに準ずる。

３　監事候補者として３月末日までに推薦された者は，理事選出の投票対象から除外する。

ただし，会員の代表者として登録されている監事候補者が３月末日まで

に『理事被選挙人代理登録願』（様式１の３）を提出した場合は，当該会

員会社内から別に１名を代理人として『理事被選挙人名簿』に登録する

ことができる。代理人の資格は，第１項ただし書きに準ずる。

【理事被選挙人登録辞退制度と手続き】

第11条　会員が，理事に当選してもやむをえない事由により職務を遂行できないと考えられる場合は，届け出によって理事被選挙人としての登録を辞退することができる。ただし，この場合は，理由を付した『理事被選挙人登録辞退届』（様式２）を選挙実施日直前の３月末日までに選挙管理委員会に提出しなければならない。

２　選挙管理委員会が，前項の届け出を受理したときは『理事被選挙人名簿』

から除外し，その旨を欄外に付記する。

【役職理事の選任及び日科協代議員の推選】

第12条　次の方法により、役職理事及び日科協代議員を選任する。

１　理事長は，理事当選者による新理事会において，理事の互選によって選任する。

２　副理事長・財務理事は，理事長が決めた方法によって選任する。

３ 日科協に推選する代議員は、理事長が理事及び監事の中から選任する。欠員の場合も同様とする。

４ 日科協に推選する監事は、理事長が理事及び監事の中から選任する。欠員の場合も同様とする。

　　（注）　一般社団法人日本科学機器協会を「日科協」という。

付　則

１．この規約の変更は，理事会の議決を経た日から施行する。

２．この規約は，２０１８年４月２日から施行する。

３．この規約の変更は，２０２０年４月１５日から実施する。

様式１の１）　第8条関係　Ｂ５

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  □□ 　年　　月　　日東京科学機器協会　理事長　□□□□殿会社名氏 名　　　　　　　　　　　　　　 印理事被選挙人代理登録願私議，□□○／○年度東京科学機器協会理事選挙に関し，次の理由により下記の者に被選挙人の代理を委任しましたので登録をお願いいたします。

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

記（理　由）

|  |  |
| --- | --- |
| 役職 |  |
| 氏名 |  |

（代理人） |

（様式１の２）　第8条関係　Ｂ５

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| □□ 　年　　月　　日東京科学機器協会理事長　□□□□殿会社名氏 名　　　　　　　　　　　　　　　 印理事被選挙人代理登録願私議，当会相談役であり，かつ会員代表者として登録されているため，□□○／○年度東京科学機器協会理事選挙に関し，下記の者に被選挙人の代理を委任しましたので登録をお願いいたします。記（代理人）

|  |  |
| --- | --- |
| 役職 |  |
| 氏名 |  |

 |

（様式１の３）　第8条関係　Ｂ５

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| □□ 　年　　月　　日東京科学機器協会　理事長　□□□□殿会社名氏 名　　　　　　　　　　　　　　　印理事被選挙人代理登録願私議，監事候補者に推薦されたため，□□○／○年度東京科学機器協会理事選挙に関し，下記の者に被選挙人の代理を委任しましたので登録をお願いいたします。記

|  |  |
| --- | --- |
| 役職 |  |
| 氏名 |  |

（代理人） |

（様式２）　第9条関係　Ｂ５

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □□ 　年　　月　　日東京科学機器協会　選挙管理委員長殿　会社名氏 名　　　　　　　　　　　　　　　印理事被選挙人登録辞退届私議，□□○／○年度東京科学機器協会理事選挙に関し，次の理由により被選挙人としての登録を辞退しますのでお届けいたします。 記

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

　 （理　由） |